

在宅医療支援薬局リストの記載内容

1 掲載薬局の条件

この「在宅医療支援薬局リスト」は、令和6年7月現在で関東信越厚生局に在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する旨の届け出を行っている薬局のうち、神奈川県薬剤師会が独自に定めた以下の条件を満たし、かつ、実際に在宅医療の要請を医療機関等より受けた場合、積極的に対応可能であるとして手挙げ頂いた薬局を掲載しています。（在宅医療の実績を有する薬局とは異なります）

〔掲載薬局の条件〕

- ☑ 所在地が神奈川県にあり、実際に責任を持って「薬局薬剤師が実施する居宅療養管理指導等」の在宅医療の要望に対応できる薬局であること。
- ☑ 在宅医療を行う上で必要不可欠である「麻薬の調剤」・「休日の対応」・「夜間等の時間外対応」の3項目に対応可能であること。
- ☑ 原則として常時2人以上の薬剤師の勤務体制であること。（1人薬剤師の場合は在宅医療の受け入れ環境が担保できている事が前提となっております）

※訪問可能範囲、訪問対応を実施している時間帯等については各薬局により異なりますので、ご依頼時に直接ご確認ください。

※また、「医療情報ネット(ナビイ) (<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/>)」からも薬局の詳細な情報を検索することが可能です。

2 記載の方法

記載の方法は、神奈川県薬剤師会の地域名ごとに区分し掲載しています。

3 記載用語の説明

(1)開局時間・定休日

原則として在宅訪問の要請・相談対応を実施している曜日・時間帯です。実際に在宅訪問が可能な時間とは異なりますのでご注意ください。

(2)無菌製剤処理調剤

無菌製剤処理を必要とする注射薬、高カロリー輸液などの処方箋応需の可否です。当該薬局に無菌調剤可能な設備を有しない場合であっても、連携先の薬局の無菌製剤処理設備を共同利用して対応することが出来る体制整備を整えている場合も含まれています。

(3)認定薬剤師

神奈川県薬剤師会の生涯学習認定制度における、「生涯学習履修認定薬剤師」の在籍有無です。

本生涯学習認定制度は、医療・薬学技術の進歩、及び医療ニーズの変化に伴う知識・技能・態度の修得を図るとともに、水準の高い業務の実践に対応した薬剤師を育成・認定することにより、県民の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、公益法人「薬剤師認定制度認証機構」からその審査基準に適合する認証を受けています。

所定の研修修了者に対しては「生涯学習履修認定証」の発給を行い、その研修成果を証明しています。

(4)くすりと健康相談薬局

神奈川県薬剤師会の薬局認定制度における「くすりと健康相談薬局」認定有無です。神奈川県薬剤師会では、地域の皆様の健康増進・疾病予防・在宅医療・介護などをサポートするため、処方箋がなくても気軽にご相談いただける「くすりと健康相談薬局」制度を設けています。認定薬局は、医薬品・衛生材料の品揃えはもとより、医療安全、在宅医療、地域貢献並びに生涯学習などの項目について独自の認定条件をクリアした薬局です。